

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2021年 さつき号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

雇用調整助成金 特例措置の延長について

雇用調整助成金の**特例措置**について、厚生労働省が方針を表明し、**緊急事態宣言の対象地域**で、自治体からの要請に基づき休業や営業時間の短縮に協力する事業主に対して、**6月末まで**特例措置を延長すると発表しました。

まん延防止等重点措置対象地域で時短要請に応じている事業主（地域特例）と、生産指標が最近3か月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少している事業主（業況特例）に対しても、**6月末まで**現在の特例が適用されます。

一方、それ以外の地域や事業主については、特例措置は縮減されます。

テレワークガイドライン改訂

厚生労働省は、2018年に策定したテレワークガイドライン（指針）「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」を「**テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン**」（指針）に改定し、今年3月25日に公表しました。

今回のガイドラインには、テレワーク導入に際して望ましい取組、テレワークにおける人事評価制度、労働時間の柔軟な取扱い、安全衛生の確保など、幅広い問題についての考え方が示されています。

また、ガイドラインには**安全衛生に関するチェックリスト**がついており、「テレワークを行う労働者の安全衛生を確保するためのチェックリスト【事業者用】」と「自宅等においてテレワークを行う際の作業環境を確認するためのチェックリスト【労働者用】」の2種類が用意されています。

従来のテレワークについての考え方と大きく異なる点はありませんが、内容を確認し、チェックリストを活用してテレワーク環境を改善することが望まれます。

新型コロナに関する政府の支援策一覧

緊急事態宣言が延長され、対象地域も広がるなど新型コロナウイルス感染症が再拡大する中、政府が様々な措置を講じています。その支援策をまとめた一覧「**新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内**」が内閣官房から公開されており、現状は2021年5月7日版となっています。

https://corona.go.jp/action/pdf/shiensakugoannai_20210510.pdf

この資料のほかにも、暮らしと命を守る支援策などが内閣官房のページに掲載されています。

<https://corona.go.jp/action/>

職場のハラスメントに関する実態調査

4月30日に厚生労働省から「職場のハラスメントに関する実態調査」の報告書が公表されました。昨年10月に全国の企業と労働者等を対象に実施された調査によると、**過去3年間にパワハラを受けた経験のある労働者が31.4%**と、かなり多くなっています。

一方、企業がハラスメントの取り組みを進めるうえで課題としては、「**ハラスメントかどうかの判断が難しい**」の割合が**65.5%**と最も高く、次いで「**発生状況を把握することが困難**」が**31.8%**となっています。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯 **09035225025** までお願いします。ZoomやWebex等にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。